破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２２２号
群馬県前橋市樋越町205番地12
債務者　八木　俊樹
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２４１号
群馬県前橋市上泉町927番地
債務者　閑野りゆう子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２４４号
群馬県前橋市敷島町256番地１
債務者　磯田　慎也
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２４５号
群馬県伊勢崎市喜多町100番地１　須永パレス205
債務者　橋本　晃二
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２５０号
群馬県伊勢崎市本町17番地８　ツインパレス北106
債務者　髙橋　　誠
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２５７号
群馬県前橋市北代田町291番地12　ミントハウス　101号
債務者　長谷川欣央
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１９号
群馬県利根郡みなかみ町下津2305番地
債務者　林　つかさ
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで　前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第９７７号
京都市右京区西院西矢掛町18番地２　マンション望郷201号
債務者　外山　次男
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４０号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字正尺５番地１　味噌柿団地９棟17号
債務者　深坂　清文
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４２号
京都府福知山市岩井新町29番地
債務者　戸田　三雄
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第８４１号
大阪府松原市阿保４丁目15番25号
債務者　田中　健一
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８５８号
堺市堺区翁橋町１丁１番３―302号
債務者　山田　興平（旧姓新川）
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８９３号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目22番１号
債務者　繁田　清訓
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８９４号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目22番１号
債務者　繁田　真樹
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７２号
岡山県真庭市禾津170番地１　禾津住宅303号、前住所岡山県真庭市富尾97番地５　ウイング21富尾　202号
債務者　佐藤　正子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第３８９号
熊本市西区二本木２丁目16番23号　レオパレスフラワーヒル熊本　405号室
債務者　橋本　　礼
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５８号
北海道岩見沢市東町1315番地26
債務者　仙葉　淳子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部